

平成27年4月8日

大津市立石山小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に、「明朗」「健康」「自主自立」を掲げ、「石山小の6つのやくそく」①あいさつをしよう、②人の話をしっかりきこう、③たたいたりけったりしない、④きまりを守ろう、⑤人の喜ぶことをしよう⑥時間を守ろうを子どもたちに浸透するよう取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる」環境を整えるために、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組（施策）	目標
命に関わる道徳授業の実施	・11月に全学年で命に関わる道徳の授業を実施する。
児童会が主体となった取組	・掲示委員会がいじめ防止啓発ポスターを作成したり、いじめ防止啓発キャラクターを掲示したりする。 ・児童運営委員会が代表委員会を立ち上げ、各クラスへいじめ防止標語などの募集を呼び掛ける。選ばれた標語などを校内に掲示する。 ・放送委員会が、いじめ防止について校内放送を使って呼びかける。
校内研究会での取組	各学年ごとに「言葉を選んで話し合える子を育てる」を目標とし、相手にうまく伝わらずトラブルになることを少なくしていくことにつながると考え、研究会に取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視せず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

ついでには、上記のことに関して、以下のような取組を進めます。

具体的な取組（施策）	目標
生徒指導連絡会	・いじめの早期発見、情報交換
アンケート調査の実施	・毎学期、アンケート調査を実施する。
教育相談活動の実施	・2学期、3学期に、個別相談を行う。
校内研修会の実施	・年に3回、職員研修を実施する。
教科担任制の実施	・複数教員の見守りを強化するため、高学年における教科担任制を実施する。
民生委員・児童委員懇談会の実施	・学期に1回、民生委員・児童委員対象に学習参観と懇談会を実施する。

(3) いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと疑いのある）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組（施策）	目標
いじめ対策委員会の開催	・週1回及び緊急時に開催します。
被害者へのケア	・被害者には継続的に声をかけるとともに、必要に応じて、SC等の専門家と連携して支援をします。
加害者への指導	・学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導します。
被害者、加害者の保護者との連携	・継続的に保護者と連絡を取り、子どもたちをともに見ていきます。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会（個々のいじめ事案の対応等を協議）」と「拡大いじめ対策委員会（学校はいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議）」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

① 役割

- (ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- (イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- (ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- (エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- (オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- (カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者と連携等の対応を行う

- (キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- (ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- (ケ) PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

② 構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、該当学年担任、とします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を得ます。

「拡大いじめ対策委員会」の構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導協同推進教員等の学校教職員の他、自治連合会会長、PTA会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。※学校協力者会議と兼ねて実施します。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実証に当たっては、生徒指導連絡会、生徒指導・教育相談部会、特別活動部会、道徳部会、人権教育部会と役割分担し、連携して取り組みます。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCA サイクルに基づき、毎年度見直します。

(2)

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議《児童理解・組織体制づくり》(①・②・③) 家庭訪問(②)	
5	家庭訪問(②) たてわり活動(①) 1年生を迎える会	
6	いじめ防止啓発月間(①・④) 生活アンケート(②・③) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会(④) たてわり活動(①)	生活アンケートの結果は、通信にて公開
7	地域懇談会(④) 民生委員・児童委員懇談会(④) 学級懇談会(④)	
8	子どもを語る会(①)	全校の児童について知る研修
9	いじめ防止啓発キャラクターを生かした取組(①) たてわり活動(①)	児童会を主体とした取り組み
10	いじめ防止啓発月間(①・④) 生活アンケート(②・③) 教育相談(②・③) 保護者懇談会(②・④) たてわり活動(①) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会(④)	
11	命に関わる道徳授業の実施(①) たてわり活動(①)	
12	人権に関する標語・ポスター作製の取組	
1	人権教育に関わる研修(①・④) たてわり活動(①)	
2	教育相談(②・③) 生活アンケート(②・③) 学級懇談会(④) たてわり活動(①) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会(④)	
3	たてわり活動(①) 6年生を送る会・卒業おめでとうのメッセージ作成	

年間を通じて	朝のあいさつ運動、げた箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 生徒指導連絡会 (①・②・③)	
--------	---	--

※いじめの未然防止に関すること・・・①

いじめの早期発見に関すること・・・②

いじめの早期対応に関すること・・・③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること・・・④